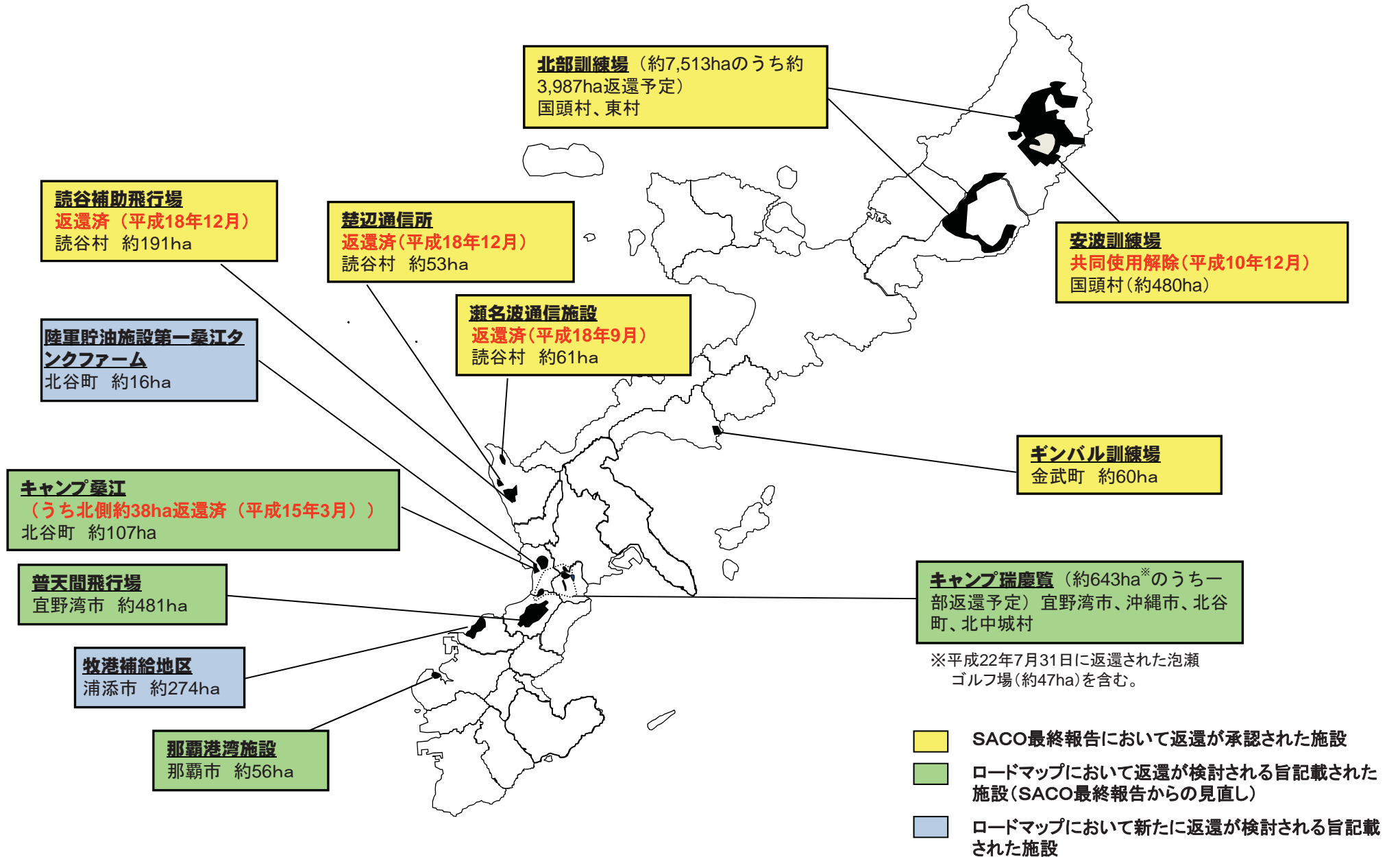


2-1 SACO最終報告等における返還合意等された米軍施設



2-2 米軍施設・区域の現状等

沖縄の米軍施設・区域は、沖縄県土全面積の約10%、沖縄本島面積の約18%を占め、全国の米軍専用施設・区域の約74%が集中。

(1)平成8年12月

「沖縄に関する特別行動委員会」(SACO)最終報告では、普天間飛行場を含む11の米軍施設・区域(駐留軍用地)の全部又は一部の返還が合意された。

(2)平成18年5月

「再編の実施のための日米ロードマップ」(日米安全保障協議委員会(2+2)合意)において、SACO合意事項に加え、牧港補給地区の全面返還等新たな返還箇所が盛り込まれた。

(3)平成22年5月

日米安全保障協議委員会共同発表において、キャンプ瑞慶覧の「インダストリアル・コリドー」及び牧港補給地区の一部が早期返還の優先分野として盛り込まれた。

2-3 現行の制度

(1)「沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律」(いわゆる軍転法) (平成7年5月26日法律第102号 超党派による議員立法)

① 国、沖縄県及び関係市町村の協力(第3条)

② 返還給付金の支給(第8条)

返還後から3年間を限度とし、引き続き土地を使用せず、かつ土地を収益していない地権者に対し、賃借料相当額(年間1,000万円を限度)を支給することを規定。

③ 総合整備計画の策定(第10条、第11条)

日米合同委員会において返還が合意された駐留軍用地又は駐留軍用地跡地を総合的に整備する必要があると認める時に、広域の場合には沖縄県が県総合整備計画を、その他の場合には関係市町村が市町村総合整備計画を策定。

(2)「沖縄振興特別措置法」(平成14年3月31日法律第14号)

① 国、沖縄県及び関係市町村は、密接な連携の下に、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を促進するよう努力(第95条)

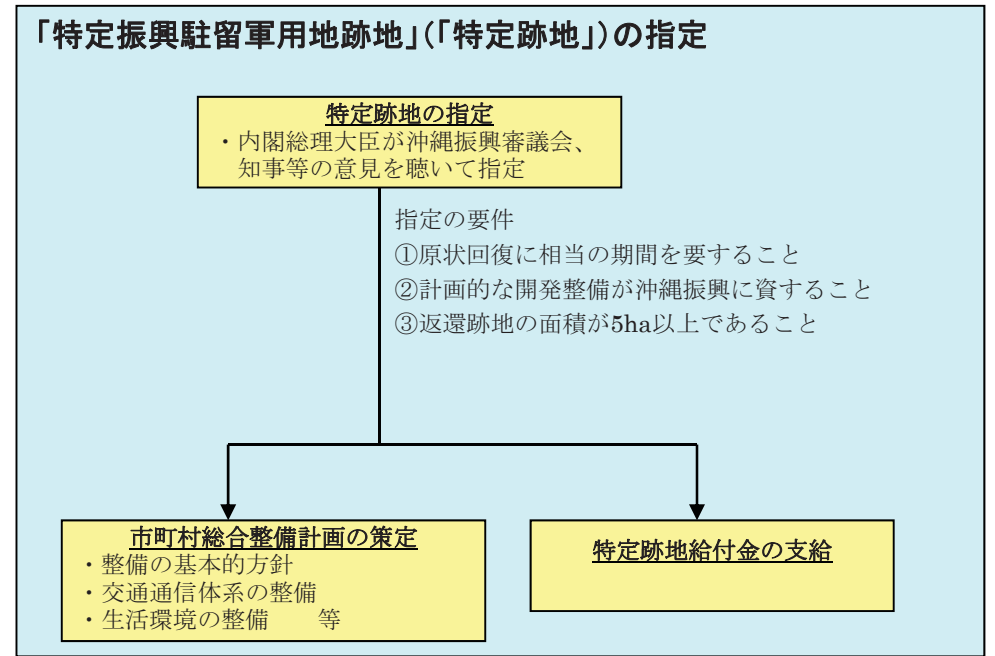
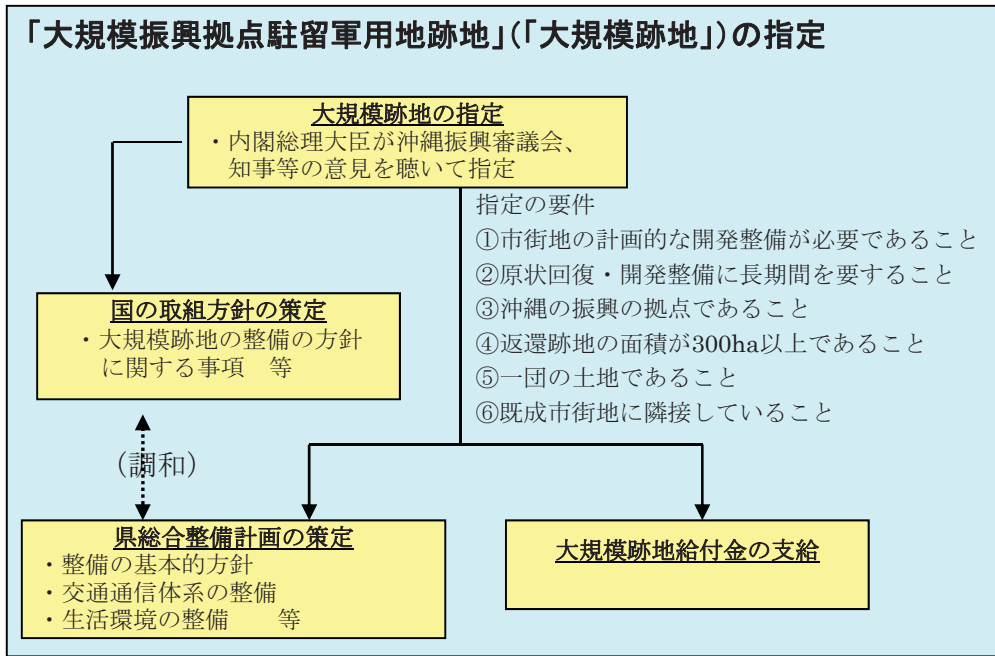
② 国は、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を促進するため必要な財政上の措置等を講ずるよう努力(第96条)

③ 大規模跡地・特定跡地の指定(第98条、第101条)

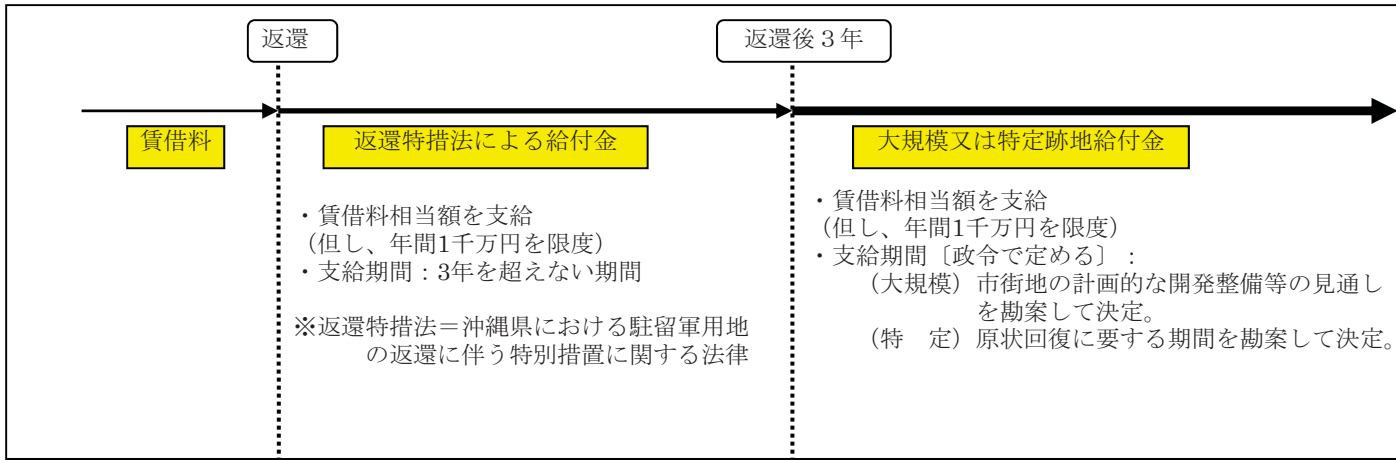
④ 国の取組方針の策定(第99条)

⑤ 大規模跡地給付金・特定跡地給付金の支給(第103条、第104条)

2-4 沖縄振興特別措置法における跡地利用の制度的枠組み



給付金の支給(防衛省所管)



指定制度の実績

- キャンプ桑江北側地区等(平成15年10月8日)
- 読谷補助飛行場、楚辺通信所及び瀬名波通信施設(平成21年4月6日)

特定跡地給付金の支給実績

- キャンプ桑江北側地区等
- 読谷補助飛行場、楚辺通信所及び瀬名波通信施設

2-5 跡地利用の促進に関する支援

沖振法及び返還特措法(軍転特措法)に基づき、沖縄県及び関係市町村等が実施する主体的な取組に対し支援。

(1) 大規模跡地・特定跡地の指定及び給付金の支給(返還後3年間に市街地開発や原状回復を勘案した期間を加えた期間支給)。

(2) 駐留軍用地の跡地利用を促進するため、関係省庁、沖縄県、関係市町村が実施する跡地利用計画策定や各種調査等に対し支援。

<予算>

大規模駐留軍用地跡地等利用推進費 平成22年度予算額3.5億円(平成13年度～ 計24.1億円)

<事業実績>

平成22年度調査等件数26件(平成13年度～22年度(23年1月現在) 計175件)

(3) 跡地関係市町村に対し、アドバイザーの派遣、情報提供等を実施。今後の効果的な跡地利用施策を検討するための調査事業を実施。

<予算>

駐留軍用地跡地利用推進に必要な経費 平成22年度予算額7千万円(平成9年度～ 計8.1億円)

<事業実績>

アドバイザー派遣実績(平成11年度～22年度(23年1月現在)) 延べ35市町村

プロジェクト・マネージャー派遣実績(平成18年度～22年度(23年1月現在)) 北中城村

2-6 跡地利用に関する新たな法制度の沖縄県からの提案

経緯：沖縄県においては、「沖振法」及び「軍転特措法」が平成23年度末に失効することを踏まえ、今後の跡地利用を円滑かつ適切に推進していくための法制度について、平成22年9月に国に提案。

「新たな法制度」のポイント

(1) 基本スタンス

- ① 跡地利用の推進は、長年基地を提供してきた国の責務として行われるべき。
- ② 跡地の有効利用が沖縄県の自立的経済の発展につながるものとするべき。

(2) 基本方針

- ① 跡地利用に対する「国の責任」を明確にして、国が積極的に関与する仕組みとする。
- ② 通常の沖縄振興費と別枠で予算を確保するとともに、行財政上の様々な制度・施策が実施できる仕組みとする。
- ③ 嘉手納飛行場より南の大規模な基地返還跡地等の利用においては、国の責務として事業実施主体を確立し、国費により事業を実施する仕組みとする。
- ④ 返還後に一定期間支給されている現行給付金については、返還から跡地整備完了までの間、土地が使用収益できないことに対する補償として支給する仕組みとする。
- ⑤ 沖振法第7章(跡地関連規定)と軍転特措法を一元化したうえで、跡地利用促進のための新たな制度を盛り込んだ特別立法を制定する。特別法は、時限立法ではなく、恒久法とする。

注) 沖振法：沖縄振興特別措置法

軍転特措法：沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律

新法に盛り込む新たな制度・施策

- ① 返還前の埋蔵文化財・環境調査及び汚染等に関する原状回復措置徹底の制度化
- ② 給付金制度の見直し
 - ・返還から使用収益開始までの期間について給付金を支給
 - ・上限額(現行1,000万円)を定めずに支給
- ③ 中南部都市圏広域跡地(仮称)の指定及び同跡地の事業実施主体の確立
 - ・嘉手納以南の返還跡地について、中南部都市圏広域跡地(仮称)として一括して指定
 - ・中南部都市圏広域跡地(仮称)の整備においては、県及び市町村が跡地利用計画を策定し、国は事業実施主体を確立して計画に基づき基盤整備等を実施
- ④ 跡地利用を促進するための行財政上の特別措置
 - ・公共用地先行取得等の推進制度の創設
 - ・新たな事業手法制度の創設(市街地整備事業における大規模集約換地制度等)
 - ・跡地における産業振興地区制度の創設
 - ※跡地内で国が取得した国有地において産業振興地区を設定し、
地区内の国有地を県、市町村へ無償譲渡する制度を創設することで企業立地を促進
 - ・跡地における風景づくり制度の創設
- ⑤ 返還跡地国家プロジェクトの導入
 - ・国営大規模公園(仮称：普天間公園)の建設
 - ・軌道系を含む新たな公共交通システムの導入
 - ・骨格的な道路網の整備(仮称：中部縦貫道路、宜野湾横断道路)等
- ⑥ 跡地利用推進のための調整機関の設置

2-7 沖縄21世紀ビジョン（跡地関係抜粋）

5 克服すべき沖縄の固有課題と対応方向

(1) 大規模な基地返還とそれに伴う県土の再編

嘉手納飛行場や普天間飛行場など広大な基地が存在する中南部都市圏は狭小な地域の中に、政令指定都市に匹敵する人口100万人以上の過密な都市圏を形成している。

今後、生ずる大規模な基地返還跡地は、沖縄の新たな発展のための貴重な空間であり、中南部都市圏の都市構造の歪みを是正し、県土構造の再編にもつながる大きなインパクトを持っている。

この跡地利用については、周辺市街地と連携しつつ、良好な生活環境の確保や新たな産業の振興、交通体系の整備、緑化の推進や海岸環境の保全・再生など魅力ある都市空間の形成を図ると同時に、県内各圏域の多様な機能との相互の連携により、沖縄全体の発展につながるものでなければならない。